

議案第94号

藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月29日提出

平成30年11月29日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。